

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和2年3月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容	<p>○地方税法に基づき、その年の1月1日に居住する市町村において、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以下「個人住民税」という。)であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料をもとに、賦課決定している。</p> <p>○個人住民税には、所得額に応じて課税される所得割と原則全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税(以下、「個人市町村民税」という。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以下、「個人道府県民税」という。)がある。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施する。</p> <p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①課税資料の収集(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等の収集)</p> <p>②賦課決定事務(課税資料から賦課内容を決定、本人、給与支払者、年金保険者に税額決定通知)</p> <p>③扶養調査(他市区町村内に住所を有する被扶養者の所得照会、扶養要件の確認)</p> <p>④賦課更正事務(賦課内容に変更があった場合は、賦課内容を変更、税額の変更決定通知)</p> <p>⑤減免(減免事由に該当する場合は申請に基づき減免)</p> <p>⑥給与特別徴収に関する事務(特別徴収義務者から提出される異動届出書等により特別徴収税額を変更し特別徴収義務者に通知、普通徴収分の税額が発生する場合は、納税義務者に納税通知書を送付)</p> <p>⑦年金特別徴収に関する事務(公的年金からの特別徴収が停止された場合、普通徴収に変更、納税義務者に納税通知書を送付)</p> <p>⑧証明事務(申請に基づき、課税内容に係る証明書を交付)</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1 課税内容照会 課税台帳から個人の年度ごとの所得内容・控除内容・税額等を照会する。</p> <p>2 1月1日世帯照会 賦課期日時点での世帯状況を照会する。</p> <p>3 特別徴収事業所照会 特徴を実施している事業所の情報を照会する。</p> <p>4 証明書発行 課税証明書等を発行する。</p> <p>5 通知書発行 納税通知書、税額変更通知書、特徴税額通知書等を発行する。</p> <p>6 課税台帳登録 申告書や給与支払報告書の内容に基づき、徴収方法及び課税の決定をする。</p> <p>7 異動処理 特別徴収義務者からの異動届出書を基に、徴収方法の変更をする。</p> <p>8 年金特別徴収処理 年金特別徴収義務者からの対象者情報に基づき、年金特徴税額の決定をする。 介護保険の停止情報により、年金特徴の停止処理をする。 年金特徴の徴収結果により、年金特徴の停止処理をする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (収納管理、滞納管理、介護、障害福祉、子ども・子育て、健康管理)</p>

システム2	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	1 申告受付支援 住民からの申告内容を登録することで、確定申告書、住民税申告書を作成する。 2 給報・年金登録 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 3 国税連携データの訂正 国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完、訂正入力をする。 4 作表機能 申告書データや給与支払報告書データについて、抽出条件を指定して一覧表を作成する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1 国税連携データの管理 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2 法定調書データ管理 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3 団体間回送 団体間回送受信送信状況確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4 扶養是正情報等のデータ送信 扶養是正情報等データを国税庁に送信する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (申告支援システム)
システム4	
①システムの名称	退職分離課税システム
②システムの機能	1 退職所得課税台帳の登録 入力により登録や修正を行う。 2 税額計算 課税額の計算を行う 3 報告書作成処理 県への報告書を作成する。 4 申告用情報データ作成 申告支援システム用のデータを事前作成する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (申告支援システム)

システム5	
①システムの名称	eLTAX地方税ポータルシステム
②システムの機能	<p>1 利用届出の審査機能 eLTAXを利用するにあたって、利用者から届け出があった情報を審査、管理する。</p> <p>2 申告データの審査 納税者から申告されたデータを審査、管理する。</p> <p>3 申告データの連携 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして連携する。</p> <p>4 特別徴収税額通知データの送信 特別徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する。</p> <p>5 年金特別徴収サービス 審査サーバーで受信した団体回付データをファイル出力し、基幹系システムで作成した団体回付データを審査サーバーへ引き渡す。</p> <p>6 団体間回送データの管理(寄付金特例通知) ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する際に、花巻市が寄附を受けた場合、寄附を行った納税者の居住地の市区町村へ通知を送信する。また、市内に居住する納税者が他の地方団体へ寄附した場合、寄附先となった地方団体から通知データを受信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6	
①システムの名称	宛名管理サーバー
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</p> <p>2 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム7									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報提供にかかる項【1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項】 ・情報照会にかかる項【27の項】 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報提供にかかる条【1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条】 ・情報照会にかかる条【20条】
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
その必要性	住民税の適正な賦課徴収を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3 業務関連情報 <input type="checkbox"/> 国税関連情報 所得税関係情報に基づき、住民税額の算出・更生を行うために記録 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 算出した住民税額に基づき、対象者に対し納税通知、税額通知、各種証明書を発行するために記録 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 国保税、保険料情報に基づき、社会保険料控除の算出を行うために記録 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 身体障害等情報に基づき、非課税判定、障害者控除の算出を行うため記録 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 生活保護給付情報に基づき、非課税判定を行うため記録 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 保険料情報に基づき、社会保険料控除を行うため記録 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 公的年金支払情報に基づき、住民税額の算出を行うため記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 市民生活部市民登録課、健康福祉部地域福祉課 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ 国税庁、日本年金機構 ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ 他自治体 ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ 給与支払者、公的年金支払者（日本年金機構を除く） ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）	
③使用目的 ※	各種申告書の受付、住民税額の算出、税額通知等の作成、証明書の発行	
④使用の主体	使用部署	財務部市民税課、大迫・石鳥谷・東和各総合支所市民サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 申告等情報の取得 ○申告等情報（市県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等）から住民等の所得情報、控除情報、扶養情報等を把握する。 ○申告等情報、住民票関係情報から申告者、被扶養者の個人番号、賦課期日時点の住所、世帯情報を把握する。 ○医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報から控除、非課税を把握する。 2 住民税の賦課、通知に関する事務 ○1で収集した申告等情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ○決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、納税通知書・税額通知書の印刷を依頼する。 ○納税義務者、特別徴収義務者へ納税通知書・税額通知書を送付する。 ○申告等情報の追加・更正があった場合には、個人住民税情報を更新し、納税義務者、特別徴収義務者へ必要な情報を送付する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ○特別徴収義務者からの異動に基づき、特別徴収の開始又は中止、普通徴収への変更等を行う。
	情報の突合	1 申告等情報と障害者福祉関係情報を突合し、課税・非課税、控除額を確認する。【上記1、2】 2 申告等情報と医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合し、控除額を確認する。【上記1、2】 3 申告等情報と生活保護・社会福祉関係情報を突合し、非課税者を確認する。【上記2】 4 申告等情報と住民票関係情報を突合し、課税権の有無、被扶養者の住所、納税通知の送付先を確認する。【上記2】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	システム保守・運用業務	
①委託内容	個人住民税システム等の保守・運用を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社岩手支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託については、原則として禁止としているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、本契約書の特定個人情報の取扱いに関する特記事項において、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託元に申請し、その承認を得なければならないこととしている。また、委託先は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託元に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとし、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならないほか、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託元の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならないことを定め、委託元が自ら果たすべき特定個人情報の適切な安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における承認手続きを経た後に承認することとしている。
	⑥再委託事項	個人住民税システムの保守・運用業務に係る技術的実務を委託
委託事項2～5		
委託事項2	帳票等の印刷業務	
①委託内容	納税通知書、課税台帳等の大量印刷を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般社団法人花巻地域農業管理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	バックアップデータの保管	
①委託内容	特定個人情報の滅失等に備えたバックアップデータの保管を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般社団法人花巻地域農業管理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (57) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (24) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の8の項
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の9の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の11の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の18の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の23の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定める事務
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の29の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	公営住宅第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の34の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の35の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の37の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="text-align: right;">1) 1万人未満 <li style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満 <li style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満 <li style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満 <li style="text-align: right;">5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="text-align: right;">1) 1万人未満 <li style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満 <li style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満 <li style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満 <li style="text-align: right;">5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	健康福祉部健康づくり課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例制定（別表第二の18の項）
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の26の項）
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先5	建設部都市政策課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の31の項）	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先6	健康福祉部国保医療課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の42の項）	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先7	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の57の項）
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	健康福祉部長寿福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の61の項）
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先9	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の65の項）
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先10	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の67の項）
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先11	健康福祉部健康づくり課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の70の項）
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例制定予定（別表第二の74の項）
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の87の項）
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	健康福祉部長寿福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の94の項）
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先15	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例（別表第二の108の項）
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者及び市内に住所を有しない課税対象者、被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜花巻市における措置＞ ○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器等を部屋に持ち込んではいないこととしている。 ○サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。) ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○離席するときは、端末に接続しているセキュリティカードを抜き、ディスプレイをオフにするなど、担当者以外が特定個人情報を容易に閲覧できないようにしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下表のとおり

項目名						
1 課税年度	61	分離長期譲渡特別控除前(特定)	121	専従者給与所得	181	災害減免額
2 納税義務者の宛名番号	62	分離長期譲渡所得(特定)	122	先物取引収入	182	外国税額控除
3 納税義務者の個人番号	63	分離長期譲渡特別控除前(軽課)	123	分離株式譲渡収入(未公開)	183	定率減税額
4 納税義務者の氏名	64	分離長期譲渡所得(軽課)	124	分離株式譲渡収入(上場)	184	分離短期譲渡特別控除(一般)
5 納税義務者の住所	65	分離長期譲渡課税所得	125	分離配当収入	185	分離短期譲渡特別控除(軽減)
6 更新年月日	66	分離株式譲渡所得(一般)	126	総合短期譲渡収入	186	分離長期譲渡特別控除(一般)
7 更新職員ID	67	分離株式譲渡所得(新株)	127	総合長期譲渡収入	187	分離長期譲渡特別控除(特定)
8 課税所得情報	68	分離株式譲渡所得	128	一時収入	188	分離長期譲渡特別控除(軽減)
9 課税区分	69	分離株式譲渡課税所得	129	分離短期譲渡収入(一般)	189	山林所得特別控除
10 申告区分	70	山林所得特別控除前	130	分離短期譲渡収入(軽減)	190	総合譲渡特別控除
11 事業所番号	71	山林所得	131	分離長期譲渡収入(一般)	191	一時所得特別控除
12 資料管理番号	72	山林課税所得	132	分離長期譲渡収入(特定)	192	住宅耐震改修特別控除
13 控除対象配偶者区分	73	退職所得	133	分離長期譲渡収入(軽減)	193	住宅借入金等特別控除可能額
14 本人該当	74	退職課税所得	134	山林収入	194	電子証明書等特別控除
15 配偶者未成年区分	75	総合課税所得	135	支払金額	195	住宅借入金等特別控除見込額
16 障害区分	76	総合短期譲渡特別控除前	136	医療費支払額	196	長期優良住宅新築等特別税額控除
17 老人・寡婦・勤労学生区分	77	総合長期譲渡特別控除前	137	旧個人年金保険料	197	既存住宅特定改修特別税額控除
18 扶養人数	78	一時所得特別控除前	138	旧長期保険料	198	認定NPO法人等特別税額控除
19 特定	79	先物取引所得	139	社会保険料	199	配当割
20 年少	80	先物取引課税所得	140	寄付金支払額(特別控除)	200	株式譲渡所得割
21 老人同居	81	分離株式譲渡所得(未公開)	141	寄付金支払額(市町村指定)	201	特定支出控除
22 老人	82	分離株式譲渡所得(上場)	142	寄付金支払額(道府県指定)	202	退職所得控除額
23 その他	83	分離配当所得	143	寄付金支払額(募金・日赤)	203	外国税額控除対象額(道府県民税)
24 その他(16歳以上18歳以下)	84	分離配当課税所得	144	1号支払額	204	外国税額控除対象額(市町村民税)
25 その他(23歳以上69歳以下)	85	株式譲渡繰越控除	145	2号支払額	205	投資・リース税額控除
26 扶養障害者人数	86	先物取引繰越控除	146	3号支払額	206	税額
27 特別障害者人数	87	居住用財産繰越控除	147	短期保険料	207	分離短期譲渡所得税額
28 普通障害者人数	88	配当所得	148	旧一般生命保険料	208	分離長期譲渡所得税額
29 都道府県民税額	89	非居住特例	149	地震保険料	209	分離株式譲渡所得税額
30 均等割額	90	変動所得	150	新一般生命保険料	210	山林所得税額
31 所得割額	91	前年変動所得	151	新個人年金保険料	211	退職所得税額
32 市町村民税額	92	前々年変動所得	152	介護医療保険料	212	総合所得税額
33 均等割額	93	臨時所得	153	国民年金保険料等の金額	213	差引所得税額
34 所得割額	94	平均課税対象額	154	医療費補てん額	214	再差引所得税額
35 年税額	95	純損失	155	寄付金支払額(所得税)	215	源泉徴収税額
36 普通徴収	96	雑損失	156	寄付金支払額(地方税)	216	申告納税額
37 特別徴収	97	総所得金額等	157	控除金額	217	控除前所得税額
38 年金特徴	98	一般給与所得	158	雑損控除	218	還付所得税額
39 公的所得算出税額	99	公的年金所得	159	医療費控除	219	先物取引所得税額
40 給年所得算出税額	100	その他雑所得	160	社会保険料控除	220	分離配当所得税額
41 所得金額	101	免税所得	161	小規模共済掛金控除	221	還付充当可能額(配当割・譲渡割)
42 営業等所得	102	特例肉用牛所得(売却額)	162	生命保険料控除	222	1号源泉徴収税額
43 農業所得	103	土地等事業所得	163	損害保険料控除	223	2号源泉徴収税額
44 その他事業所得	104	超短期土地等事業所得	164	寄付金控除	224	3号源泉徴収税額
45 不動産所得	105	非課税所得	165	寄付金控除(所得税)	225	定率減税後所得税額
46 利子所得	106	特例肉用牛課税所得	166	老年者控除	226	申告所得税額
47 配当所得(所得税)	107	収入金額	167	寡婦・寡夫控除	227	特例肉用牛所得税額
48 給与所得	108	営業等収入	168	勤労学生控除	228	必要経費
49 雑所得	109	農業収入	169	障害者控除	229	総合短期譲渡必要経費
50 総合短期譲渡所得	110	その他事業収入	170	配偶者控除	230	総合長期譲渡必要経費
51 総合長期譲渡所得	111	不動産収入	171	配偶者特別控除	231	一時必要経費
52 一時所得	112	利子収入	172	扶養控除	232	分離短期譲渡必要経費(一般)
53 長短期一時所得1/2	113	配当収入	173	基礎控除	233	分離短期譲渡必要経費(軽減)
54 分離短期譲渡特別控除前(一般)	114	給与収入	174	配偶者合計所得	234	分離長期譲渡必要経費(一般)
55 分離短期譲渡所得(一般)	115	雑収入(公的年金)	175	専従者控除合計	235	分離長期譲渡必要経費(特定)
56 分離短期譲渡特別控除前(軽減)	116	雑収入(その他)	176	地震保険料控除	236	分離長期譲渡必要経費(軽減)
57 分離短期譲渡所得(軽減)	117	分離株式譲渡収入(一般)	177	特別控除額	237	株式譲渡必要経費(未公開)
58 分離短期譲渡課税所得	118	分離株式譲渡収入(新株)	178	配当控除	238	株式譲渡必要経費(上場)
59 分離長期譲渡特別控除前(一般)	119	退職収入	179	住宅取得等特別控除	239	先物取引必要経費
60 分離長期譲渡所得(一般)	120	専従者給与収入	180	政党等寄付金特別控除	240	山林必要経費
					241	株式譲渡必要経費(一般)
					242	株式譲渡必要経費(新株)
					243	分離配当必要経費

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○業務に係る情報以外を登録できないことを、システム上で担保する。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○個人住民税システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を証明書等交付申請本人確認事務取扱要領に基づき厳格に行うとともに、届出・申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ○住民からの申告、申請等情報入手の際は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ○本市での対象とならない者から提出のあった申告等情報については、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。 ○庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 ○本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。 ○不必要な書類は受け取らないようにし、不必要な書類を提出された場合は返還する。</p> <p>(本人または代理人からの入手) ・紙面で入手する場合、届出・申請内容を複数人により、対象者に係る業務上必要な情報であること及び対象者以外の情報ではないことを確認する。 ・入手が郵送となる場合、本人または代理人からの送付であることを確認できる資料の同封を依頼し、対象者に係る業務上必要な情報であること及び対象者以外の情報でないことを確認する。 (他部署からの入手) ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。 (他の市町村からの入手) ・紙面で入手する場合、複数人により、対象者に係る業務上必要な情報であること及び対象者以外の情報ではないことを確認する。 ・住民基本台帳ネットワークにより入手する場合、対象者のマイナンバー等検索条件に誤りがないかを複数人で確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○個人住民税システムには、住民税賦課事務に関する情報以外は保有しない。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。 <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報ファイルを業務端末にダウンロードしたり、電子記録媒体に複製する必要がある場合、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、電磁的記録媒体の使用記録を記録簿に記載するほか、操作状況を記録するとともに一定期間保管を行い、定期的及び必要に応じて出力したうえで、不正な複製がなされていないか確認し、統括情報セキュリティ管理者に結果を報告する。
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ○システムを使用可能な職員を特定し、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスできるように、アクセス権限の制御を行っている。 ○ユーザーID、パスワードにより、操作者の認証を行う。 ○ユーザーIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○業務端末にファイルセキュリティシステムを設定し、使用権限を持つ職員のみセキュリティカードを用い、端末を開くことができるようにしている。 ○セキュリティシステム上HDD、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがなにか分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>その他特定個人情報の使用に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓口対応等で離席する時は、端末に接続しているセキュリティカードを抜き、ディスプレイをオフにする。 ○統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ○本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

規定の内容	<p>委託業務に係る契約において、以下の内容について記載した「特定個人情報等の取り扱いに関する特記事項」を定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・委託先の責任体制の整備 ・委託先作業責任者の届出 ・特定個人情報の取扱区域の特定 ・委託先における教育及び研修の実施 ・特定個人情報の秘密保持 ・業務の再委託の禁止又は制限 ・派遣労働者等に対する既定の遵守 ・特定個人情報に対するの各種の安全管理措置の遵守及び管理 ・特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・業務終了後の特定個人情報の返還義務又は廃棄義務 ・特定個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告 ・委託先及び再委託先に対する監査及び立入検査の実施 ・事故が発生した場合における報告義務及び被害拡大、再発防止等措置 ・上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的な方法	再委託の条件として、委託先は、再委託先と委託先と同様の義務を負う旨の約諾を取付けるものとし、再委託先に義務違反があった場合は、委託先が自己と同様の責任を負う。
--------	---------------------------------------------------------------------------------

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。 <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、情報セキュリティ管理者の承認を得たパスワード付の媒体とする。 <p>(本人または代理人への提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面で提供する場合、複数人により、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を証明書等交付申請本人確認事務取扱要領に基づき厳格に行うとともに、届出・申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の提供を防止する。 ・提供が郵送となる場合、本人または代理人からの送付であることを確認できる資料の同封を義務付け、対象者以外の申請でないことを確認する。 <p>(他部署への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムを経由し提供する場合、個人情報目的外利用申請により提供の可否の判断をする。 ・電子記録媒体を利用して提供する場合、個人情報目的外利用申請により提供の可否の判断をする。 <p>(行政機関、独立行政法人等への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面で提供する場合、依頼理由を確認し提供の可否を判断する。 <p>(他の市町村への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面で提供する場合、依頼理由を確認し提供の可否を判断する。 		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、パスワード付の媒体とする。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>〈花巻市における措置〉</p> <p>○情報照会処理は、権限を有する職員のみが実施できるようアクセス権限を設定している。</p> <p>○業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p>〈中間サーバーにおける措置〉</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>〈選択肢〉</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>〈中間サーバーにおける措置〉</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>〈選択肢〉</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>〈中間サーバーにおける措置〉</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p><花巻市における措置> ○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器をを部屋に持ち込んで서는ならないこととしている。 ○サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○離席するときは、端末に接続しているセキュリティカードを抜き、ディスプレイをオフにするなど、担当者以外が特定個人情報を容易に閲覧できないようにしている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ○中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ○中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ○中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ○導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 ○システム上で保有する特定個人情報については、保存期間が経過後、確実に消去処理を行う。 ○申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、保存期間が経過後、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p>	

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な方法

<花巻市における措置>
○花巻市情報セキュリティ対策基準において統括情報セキュリティ責任者による教育等の実施が定められており、1年に1回は全職員を対象とした情報セキュリティ研修の開催や特定個人情報取扱部署の職員を対象としたe-ラーニングの受講等、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。
○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。
○研修については、年間計画を定め、例えば2か月間の間に十数回の研修会を開催することで、職員の受講機会の確保を図っている。

<中間サーバーにおける措置>
○中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
○中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバーにおける措置>
○中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<事務運営に関する責任者の関与の仕組>
特定個人情報ははじめとした市の全ての情報資産及び情報セキュリティにかかるリスク管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者である情報担当副市長を委員長とした情報セキュリティ特別委員会を設置している。

<特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組>
最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。

<特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応>
情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと思料される事案を発見したつ売または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	花巻市総合政策部総務課法規文書係 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話:0198-24-2111
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、請求、利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	花巻市財務部市民税課市民税第1係 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話:0198-24-2111
②対応方法	問合せについては、窓口や電話で受付を行い、対応記録を残す。必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 伊藤 榮一	課長 平野 克則	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月27日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 平野 克則	課長 佐藤 多恵子	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年5月24日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 佐藤 多恵子	課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年5月24日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月6日	令和1年5月24日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託については、事前の申請に基づき承認を行うが、その場合、個人情報の適正な管理について、委託先から再委託先について指導することとする。	再委託については、原則として禁止としているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、本契約書の特定個人情報の取扱いに関する特記事項において、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託元に申請し、その承認を得なければならないこととしている。また、委託先は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託元に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとし、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならないほか、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託元の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならないことを定め、委託元が自ら果たすべき特定個人情報の適切な安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における承認手続きを経た後に承認することとしている。		評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.委託事項1 ⑥再委託事項	住民基本台帳システムの保守・運用業務における作業員として、技術支援作業を委託	個人住民税システムの保守・運用業務に係る技術的実務を委託		評価の再実施による修正

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p><花巻市における措置> ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要となる。</p>	<p><花巻市における措置> ○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器をを部屋に持ち込んではないこととしている。 ○サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○離席するときは、端末に接続しているセキュリティカードを抜き、ディスプレイをオフにするなど、担当者以外が特定個人情報を容易に閲覧できないようにしている。</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>追記</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○業務に係る情報以外を登録できないことを、システム上で担保する。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○個人住民税システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を証明書等交付申請本人確認事務取扱要領に基づき厳格に行うとともに、届出・申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2.特定個人情報 の入手(情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く) リスク 目的外の入 手が行われるリスク リスクに 対する措置の内容</p>	<p>追記</p>	<p>(本人または代理人からの入手) ・紙面で入手する場合、届出・申請内容を複数 人により、対象者に係る業務上必要な情報であ ること及び対象者以外の情報ではないことを確 認する。 ・入手が郵送となる場合、本人または代理人か らの送付であることを確認できる資料の同封を 依頼し、対象者に係る業務上必要な情報である こと及び対象者以外の情報でないことを確認す る。 (他部署からの入手) ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手に ついては、個人単位の操作ログを取得し、追跡 可能な形式で管理しており、対象者以外の情 報の入手の抑止を図っている。 (他の市町村からの入手) ・紙面で入手する場合、複数人により、対象者 に係る業務上必要な情報であること及び対象 者以外の情報ではないことを確認する。 ・住民基本台帳ネットワークにより入手する場 合、対象者のマイナンバー等検索条件に誤りが ないかを複数人で確認する。</p>		<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1.目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○個人住民税システムには、住民税賦課事務に関する情報以外は保有しない。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○個人住民税システムには、住民税賦課事務に関する情報以外は保有しない。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。 <運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報ファイルを業務端末にダウンロードしたり、電子記録媒体に複製する必要がある場合、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、電磁的記録媒体の使用記録を記録簿に記載するほか、操作状況を記録するとともに一定期間保管を行い、定期的及び必要に応じて出力したうえで、不正な複製がなされていないか確認し、統括情報セキュリティ管理者に結果を報告する。</p>		<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>○業務端末にファイルセキュリティシステムを設定し、使用権限を持つ職員のみセキュリティカードを用い、端末を開くことができるようにしている。 ○セキュリティシステムにより、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。 ○システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ○ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。</p>	<p>○システムを使用可能な職員を特定し、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスできるよう、アクセス権限の制御を行っている。 ○ユーザーID、パスワードにより、操作者の認証を行う。 ○ユーザーIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○業務端末にファイルセキュリティシステムを設定し、使用権限を持つ職員のみセキュリティカードを用い、端末を開くことができるようにしている。 ○セキュリティシステムにより、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。</p>		<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p>	<p>追記</p>	<p>○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがないか分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。</p>		<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:不正な提供・移転が行われるリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>○個人情報の秘密保持 ○個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ○個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ○個人情報の複写及び複製の禁止 ○業務の再委託の禁止又は制限 ○業務終了後の個人情報の返還義務又は廃棄義務 ○事故が発生した場合における報告義務 ○立入検査の実施 ○上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項</p>	<p>委託業務に係る契約において、以下の内容について記載した「特定個人情報等の取り扱いに関する特記事項」を定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を実施している。 ・委託先における特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・委託先の責任体制の整備 ・委託先作業責任者の届出 ・特定個人情報の取扱区域の特定 ・委託先における教育及び研修の実施 ・特定個人情報の秘密保持 ・業務の再委託の禁止又は制限 ・派遣労働者等に対する既定の遵守 ・特定個人情報に対するの各種の安全管理措置の遵守及び管理 ・特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・業務終了後の特定個人情報の返還義務又は廃棄義務 ・特定個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告 ・委託先及び再委託先に対する監査及び立入検査の実施 ・事故が発生した場合における報告義務及び被害拡大、再発防止等措置 ・上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項</p>		<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容</p>	<p>○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、パスワード付の媒体とする。</p>	<p>いる措置> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、情報セキュリティ管理者の承認を得たパスワード付の媒体とする。</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

令和2年3月29日	Ⅲリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	追記	<p>(本人または代理人への提供)</p> <ul style="list-style-type: none">・紙面で提供する場合、複数人により、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を証明書等交付申請本人確認事務取扱要領に基づき厳格に行うとともに、届出・申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の提供を防止する。・提供が郵送となる場合、本人または代理人からの送付であることを確認できる資料の同封を義務付け、対象者以外の申請でないことを確認する。 <p>(他部署への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none">・庁内連携システムを経由し提供する場合、個人情報目的外利用申請により提供の可否の判断をする。・電子記録媒体を利用して提供する場合、個人情報目的外利用申請により提供の可否の判断をする。 <p>(行政機関、独立行政法人等への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none">・紙面で提供する場合、依頼理由を確認し提供の可否を判断する。 <p>(他の市町村への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none">・紙面で提供する場合、依頼理由を確認し提供の可否を判断する。	評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)
-----------	----------------------------------------------------------------------------------	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

令和2年3月29日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<p><花巻市における措置> ○サーバ設置場所への入退室には、ICカード認証を用い、さらに入退室記録(ログ)を採取している。 ○適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバ設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。)</p>	<p><花巻市における措置> ○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器をを部屋に持ち込んでいないこととしている。 ○サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○離席するときは、端末に接続しているセキュリティカードを抜き、ディスプレイをオフにするなど、担当者以外が特定個人情報を容易に閲覧できないようにしている。</p>		評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)
令和2年3月29日	Ⅲリスク対策 8.監査 実施の有無	[○]外部監査	[]外部監査		評価の再実施による修正
令和2年3月29日	Ⅲリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育啓発 具体的な方法	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において教育等の実施が定められており、職員を対象とした情報セキュリティ研修の定期的な開催、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。</p>	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において統括情報セキュリティ責任者による教育等の実施が定められており、1年に1回は全職員を対象とした情報セキュリティ研修の開催や特定個人情報取扱部署の職員を対象としたe-ラーニングの受講等、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。 ○研修については、年間計画を定め、例えば約2か月間の間に十数回の研修会を開催することで、職員の受講機会の確保を図っている。</p>		評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)

令和2年3月29日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策	追記	<p>< 特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組 > 最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。</p> <p>< 特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応 > 情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと想定される事案を発見したつ売または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。</p>		評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)
令和2年3月29日	I 基本情報 2.特定個人譲歩ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②システムの機能	追記	6 団体間回送データの管理(寄付金特例通知) ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する際に、花巻市が寄附を受けた場合、寄附を行った納税者の居住地の市区町村へ通知を送信する。また、市内に居住する納税者が他の地方団体へ寄附した場合、寄附先となった地方団体から通知データを受信する。		評価の再実施による修正 システムの機能追加による追記
令和2年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他識別情報(内部番号)	[○]その他識別項目(内部番号)		評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]専用線	[]専用線		評価の再実施による修正